

公立病院経営強化プランについて

公立病院経営強化プランについて

- 令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知により、公立病院は、令和4年度又は令和5年度中に「公立病院経営強化プラン」を策定し、病院事業の経営強化に総合的に取り組むこととされた。
- 公立病院経営強化プランの策定に当たっては、策定段階から**地域医療構想等調整会議の意見を聴く機会を設ける**ことなどを通じて地域医療構想や医師確保計画等との整合性を確認することとされている。



策定中のプランについて、地域医療構想との整合性等について、ご意見をお伺いするもの

<参考：公立病院経営強化ガイドラインから抜粋>

- ・ 今後の公立病院経営強化の目指すところは、**公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定した経営の下でべき地医療・不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるようにすること。**
- ・ **限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化していくことが重要。**
- ・ 地域の中で**各公立病院が担うべき役割・機能を改めて見直し、明確化・最適化した上で、病院間の連携を強化する「機能分化・連携強化」を進めていくことが必要。**特に、機能分化・連携強化を通じて、**中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約し医師・看護師等を確保するとともに、基幹病院から不採算地区病院をはじめとする基幹病院以外の病院への医師・看護師等の派遣等の連携を強化していくことが重要。**
- ・ 経営強化プランは、当該公立病院の地域医療構想に係る具体的対応方針として位置付けることとされていることも踏まえ、**地域医療構想と整合的であることが求められる。**

①中津川市民病院における経営強化プラン

○中津川市民病院経営強化プランの主な項目と記載内容について

項 目	記 載 内 容
○役割・機能の最適化と連携の強化	
・地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能	<ul style="list-style-type: none"> ・東濃東部の医療の拠点として、急性期機能を中心とした役割を担っている。中津川市のみならず、周辺の恵那市や長野県南部を含めた地域の命を守る拠点としての役割を担っている。 ・急性期機能として、5病棟237床を活用し、様々な疾患、病態に応じて患者さまを受け入れているが、今後はより人員配置を厚く高度な医療を提供する場（高度急性期機能として、HCUやSCU等の設置を検討していく。
・地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムにおける急性期を中心とした医療の役割を担っていく。 ・市内を中心としたかかりつけ医との連携は、地域連携パスを改善し、より強固な連携体制の強化を進めていく。
・機能分化・連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地域医療機関と連携を図りながら、医療の効率化と機能分化を推進する。 ・同時に広域化の検討を事務レベルで進める。
○医師・看護師等の確保と働き方改革	
・医師・看護師等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・関係大学として、名古屋大学をはじめ、岐阜大学、藤田医科大学、愛知医科大学、名古屋市立大学等から関連病院として医師の支援を受けている。引き続き支援が受けられる医療機関となるよう、医師が働きやすい環境を整備する。 ・特に、脳神経内科常勤医師の退職、また、泌尿器科、呼吸器内科、耳鼻いんこう科、産婦人科、麻酔科は常勤医師1人体制のため、入院医療の受入体制に支障が生じている。常勤医師増員による運営を目指し、入院受入体制を強化する。
・医師の働き方改革への対応	宿日直許可の取得、勤怠管理システムによる勤怠状況の把握、タスクシェア・タスクシフティングの推進により内部医師の労働環境の改善を図ることで、医師にとって働きやすい病院を目指し、医師の増員や定着を図る。
○経営形態の見直し	本プランは、地方公営企業法一部適用（公設公営）の経営形態を今後も安定的に継続的に維持していくために経営指標の数値目標を設定し、経営改善を図っていくことを目的としている。
○新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・震災等と併せBCPの作成、更新を行うと共に、マスク、ガウンなどの備蓄を行う。備蓄する場所の確保が現状では課題のため、新たな倉庫の設置等を検討する。 ・感染対策向上加算1を算定している。地域のかかりつけ医等への指導を行い、地域全体の感染対策に貢献することで、コロナ対策の経験を活かした関係機関との更なる連携強化を図りながら、医療圏域における感染症医療の中心的な役割を果たしていく。

②市立恵那病院における経営強化プラン

○市立恵那病院経営強化プランの主な項目と記載内容について

項 目	記 載 内 容
○役割・機能の最適化と連携の強化	
・地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能	<ul style="list-style-type: none"> ・恵那市の中核的医療機関として一次・二次救急医療、急性期医療、回復期医療を担っている。 ・東濃圏域における「へき地拠点病院」の指定を受け、圏域内外のへき地医療の中心的な役割を担っている。
・地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理センターによる健（検）診や人間ドック、健康教室などの保健衛生活動を行い、市民の健康づくりの強化を図っている。 ・地域の中核病院として、病診連携、病病連携を推進し併設している訪問看護ステーション、通所リハビリテーション及び老人保健施設と連携し在宅医療への支援を充実していく。
・機能分化・連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・恵那市の近隣市には、それぞれ急性期医療を担う病院が設置されており、専門的な高度医療は連携し、患者の受入の体制を構築している。一方で、市立恵那病院は回復リハビリテーション機能を充実し、病床利用率も高い水準で推移している。今後も回復期の入院医療ニーズに応じていく。 ・市立恵那病院の産婦人科の需要が増加している。今後は東濃東部地域の周産期医療を担い、安心して出産し子育てができる環境を整備していく。
○医師・看護師等の確保と働き方改革	
・医師・看護師等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・関係大学医局を訪問し、地域の現状や当院の役割・方向性、診療実績等の理解を得ながら地域の中核的医療機関として必要不可欠な病院への医師派遣を依頼していく。 ・医師の負担軽減を図り、診療に専念しやすい環境づくりに努める。若手職員が安心して働くことができるよう、経験に応じた業務を基本とし、丁寧な指導・助言を行い、勤務環境にこれまで以上に配慮する。
・医師の働き方改革への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・開院当初から土曜日診療を行ってきたが、医師の働き方改革に伴い、週休2日体制を令和6年4月から開始する予定。 ・勤務管理支援システムの活用、医師の時間外における労働と自己研鑽の明確化し、宿日直の整理を行い、適切な労務管理を推進する。
○経営形態の見直し	平成15年12月に指定管理者制度を導入し、民間事業者の経営ノウハウ等を幅広く活用した病院経営を実践し、市民の切望でもあった産婦人科の開設にも尽力するなど医療ニーズに沿った医療供給体制など良好に行われていることから指定管理者制度を継続することは望ましいと考える。
○新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組	急性期病棟（52床）をコロナ専用病棟（27床）に転用し対応した。うち5床陰圧室対応可能とした。

③国民健康保険上矢作病院における経営強化プラン

○国民健康保険上矢作病院経営強化プランの主な項目と記載内容について

項 目	記 載 内 容
○役割・機能の最適化と連携の強化	
・地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能	<ul style="list-style-type: none"> ・東濃二次医療圏の東部に位置し、山間地に散在する無医地区を中心に地域医療を担っている。 ・今後のさらなる回復期の入院ニーズにこたえることができるよう回復期機能として地域包括ケア病床へ病床機能の転換を図り整備することが必要と考えている。
・地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の疾病予防、健康増進の拠点として人間ドック、基本健診、健康講座などの保健衛生活動を行っている。 ・併設している訪問看護ステーションと共同し、在宅医療等にも積極的に関わり、地域の医療・介護・予防・生活支援といった幅広いサービスを提供している。
・機能分化・連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・高度医療や手術症例等対応の難しい急性期医療については、医療圏の基幹病院である県立多治見病院や市内の急性期の中心的な役割を果たす市立恵那病院、隣接市の中津川市民病院と連携し患者を紹介しており、当院の診療圏における初期救急医療や急性期後の回復期機能、在宅医療等を担っていく。 ・地域の情勢も含めて「恵那市地域医療ビジョン」で検証、検討を行っていく。
○医師・看護師等の確保と働き方改革	
・医師・看護師等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療研修協力施設として、初期研修2年目の医師を月に2～4名、年間で28名程度の受け入れを行っており、医師の確保に努めている。 ・今後も各医療機関と連携し、医師の確保と救急医療体制の維持に努めていく。
・医師の働き方改革への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的に休暇を入れるなどして休暇取得の向上を図り、診療体制を整備している。 ・医師の行う事務作業システムの再整備を図り、医師事務作業補助者を育成し、医師の事務作業の軽減に取り組んでいく。
○経営形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・「恵那市地域医療ビジョン策定委員会」の方向性において、直営の公立医療機関のネットワークを構築することが検討されており、現段階において経営形態の変更は不要と考えている。 ・今後連携をすすめていく中においては、地域医療連携推進法人制度の活用も選択肢として検討を進めていく。
○新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、病室に陰圧の設備もなく、病棟の構造上、確実なゾーニングができないため、一般の診療を行いながら積極的に感染症の入院患者を受け入れるのが困難な状況となっていた。 ・今後、新興感染症の感染拡大時においては、感染症に関する情報を収集し、他院と連携しながら回復期の患者の受け入れを行い、地域の一般診療を維持していきます。

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、**医師・看護師等の不足**、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、**持続可能な経営を確保しきれない病院も多い**のが実態。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割**の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用する**という視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、**公立病院の経営を強化していくことが重要**。

第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定時期 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 **持続可能な地域医療提供体制を確保**するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な**経営強化の取組**を記載

公立病院経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ **医師・看護師等の確保**（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ 医師の**働き方改革**への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・ デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標

第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した**都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化**していくことが重要。

第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。

第5 財政措置

- **機能分化・連携強化**に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や**医師派遣**に係る特別交付税措置を**拡充**。